

社会適応訓練を受けているもののうち就業を希望しているのは 77 人 (95.1%)、希望していないのは 4 人 (4.9%) であった (不明は 4 人)。

主たる通所手段としては、徒歩、自転車を挙げているのが 1,174 人 (46.1%)、公共交通機関等の利用が 497 人 (19.5%)、自家用車が 662 人 (26.1%)、センターの送迎の利用が 109 人 (4.3%) であった (表 20)。また、センターまでの所要時間としては、30分未満が 1,689 人 (68.8%)、30分以上1時間未満が 640 人 (26.0%)、1時間以上が 130 人 (5.3%) であった (表 21)。

生活技術については、身体的な介護については、日常的に必要なものはほとんどなく、9割以上が特に必要ないと答えていた。生活技術 (掃除・洗濯)、通院等、金銭の使途、余暇の活用について、指導・援助が日常的に必要なと答えたのはそれぞれ 5%前後であり、約半数が特に必要ないと答えていた。就労についての助言・指導が特に必要ないと答えたのが 890 人 (37.0%)、時に必要と答えたのは 1,026 人 (42.6%) であった (表 22)。なお、福祉ホーム内の対人関係維持の為に指導については設問上の不備があったため結果は掲載していない。

電話相談、施設内での相談援助 (面接相談)、施設外での相談援助 (個別訪問等)、面接等への同行業務、オープンスペースの提供については、その全てにおいて、ほとんどの施設で

実施されていた (表 23)。それぞれのサービスが実施されている施設を調査日に来所利用した者のうち最近 1 週間にそれぞれのサービスを利用したことがあった者の割合 (表 23 中の利用率) は、オープンスペースの利用が 88.0%と最も高く、以下施設内での相談援助 42.2%、電話相談 25.0%、施設外での相談援助 13.4%、面接等の同行業務 5.3%の順であった。

支援活動については、公共機関の利用援助、生活資源利用援助 (買い物や市町村役場等の利用際に同行する援助)、服薬・通院援助、就労支援については、ほとんどの施設で実施されており、家事援助、金銭管理、身の清潔保持、調理指導についてもそれぞれ 9割前後の施設で実施されていた。(表 24)。それぞれの支援活動が実施されている施設を調査日に来所利用した者のうち最近 1 週間にそれぞれの支援活動を利用したことがあった者の割合 (表 24 中の利用率) は、給食が 34.9%と最も高く、以下服薬・通院援助 15.8%、調理指導 15.0%、就労支援 14.6%、入浴 13.1%の順であった。

D. 考察

1. 施設票で把握された施設の概況

本研究では、平成 14 年 4 月 1 日現在に開設されていた全国の 325 箇所の地域生活支援センターの 7割以上にあたる 239 施設の協力を得ることができた。この回収率から考えて、本研究の結果から全国の地域生活支

援センターの現状が概観できると思われる。

施設の設置主体および運営主体については、平成12年度厚生科学研究費補助金「精神障害者の社会復帰に向けた体制整備のあり方に関する研究」の研究協力報告書「地域生活支援センターの活動状況に関する研究」で報告された割合と大きな違いはなく、設置主体、運営主体共に社会福祉法人と医療法人がその多数を占めている状況に変わりはない。

施設の設備については、訓練室と浴室を除いてはほとんどの施設で設備が設けられていた。「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」の第6章第39条によると、地域生活支援センターは、相談室、静養室（相談室と兼用可）、談話室、食堂（談話室と兼用可）、調理場、地域交流活動室兼訓練室、便所、洗面所、事務室の設備を設けなければならないとされている。この基準に照らしてみると、相談室と静養室が共に「なし」と回答していたのは1箇所のみ、地域交流活動室と訓練室が共になしと回答していなものは4箇所のみであり、談話室と食堂・調理室が共になしと回答した施設は無かった。これから考えて、ほぼ全ての施設で上述の基準が満たされていると言える。ただし、全て設備において、他の施設との共用が約3割から5割あり、このことにより実際の設備の使用に不都合が生じていないかを確認する必要があると思われる。

職員配置については、全ての施設で2名以上の常勤職員が配置されていた。「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」の第6章第40条によると、地域生活支援センターには、施設長1、精神保健福祉士1以上、精神障害者社会復帰指導員3以上を配置することが義務付けられており、精神障害者社会復帰指導員のうち2名は非常勤とすることができるが、それ以外は常勤でなければならないとされている。現行では、施設長が精神保健福祉士または精神障害者社会復帰指導員であった場合に、施設長と精神保健福祉士または精神障害者社会復帰指導員の基準が同時に満たされているとの取り扱いになっているため、常勤職員数については全ての施設で基準が満たされていると言える。また、精神保健福祉士について、常勤職員でその資格を有している者の配置がない施設が14.5%存在するが、これは平成17年3月31日までは、『規定中「精神保健福祉士」とあるのは「精神保健福祉士又は精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持って、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他援助を行うことを業とする者」とする。』との附則が設けられているため基準を満

たしていると考えられる。

施設基準の職員で日常の運営ができていないかを尋ねたところ、できていると回答したのは全体の 2 割に過ぎず、半数以上の施設で附置の施設または附置の施設以外からの職員の応援、協力態勢をとっていた。あくまで、施設側からの視点のみの結果であり、客観的にも評価する必要はあるが、地域生活支援センターの職員のみでは、日常の運営において人的資源が不足している状況が窺える。

施設のオープン時間については、半数以上の施設が 1 日 8 時間以上、職員がいて施設が利用できる状態であると回答しており、土曜日、日曜日についても多くの施設で利用が可能であった。また、夜間や休日の対応についても、オープン時間は原則として対応しないとした施設は 2 割弱であり、利用者のことを考慮した配慮がされていた。これらから、「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」の第 6 章第 41 条 2 項には、「職員の勤務時間を調整すること等により、適切な処遇を行うことができるように努めなければならない」とあるが、これについては、多くの施設で努力がなされていると言える。ただし、このことが先の述べた日常の運営において人的資源が不足している状況の一因となっていることも推察される。

利用者の登録は全ての施設で実施されており、ほとんどが施設内の決済で登録が完了していた。平成 15 年

1 月 20 日現在の登録者数の平均は 91.4 人であったが、施設間のばらつきが非常に大きかった。この原因としては、開設間もない施設が対象に含まれること、登録を年度毎に更新する施設とたとえ一定の期間利用が無くても登録を削除しない施設が混在していることなどが考えられる。当然、施設の利用可能な範囲に居住する人口の違いも影響しているであろう。しかし、これらの要因を考慮しても、事実として登録利用者を多く抱える施設が一定数存在することは、今後の地域生活支援センターのあり方を検討する際に重要な情報である。また、個人票の返送枚数から算出された行事等のない平均的な 1 日の来所利用者が 20 人以上であった施設も全体の約 1 割にあたる 21 箇所存在したことから、地域生活支援センターの規模毎にそのあり方を検討する必要があると思われる。

利用者の住居確保のための活動については、特に活動を行っていない施設が約 4 割であった。その他の活動についても、多くは不動産屋との連絡をとったり、賃貸契約の際の保証人を探したりの内容であり、組織的な取り組みを実施している施設は少数であった。住居の確保は、安定した地域生活を送る上で基盤となるものである。社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」には、「受け入れ条件が整えば退院可能」な約 7 万 2 千人の精神病床入院患者

の退院・社会復帰があげられおり、そのためには新たに地域で生活する精神障害者の住居確保が大きな課題となることが予測される。精神障害者の住居確保の問題は、地域生活支援センターだけの取り組みで解決できるものではないが、今後への備えとして住居確保における工夫や上手くいった事例の情報等を収集し、全国の地域生活支援センターで共有すること等が必要であろう。

今年度のセンターの活動上で月 1 回以上の関わりのあった他の機関・団体としては、精神科病院、保健所、市町村の役所等、および精神障害者社会復帰施設を挙げた施設が多かった。また、ほとんどの施設で月 1 回以上の関わりがあった機関・団体の数が 5 箇所を超えており、地域に存在する社会資源を有効に活用するための連絡・調整役が期待されている地域生活支援センターの役割を反映していると考えられる。しかし、就労・雇用関係の機関・団体と月 1 回以上の関わりを持っている施設の割合は、3 割程度と低く、個別票の回答から明らかになったように、現在仕事をしていない利用者の半数近くが就労を望んでいることを考えると、より一層の関係の強化が必要といえる。

地域生活支援に関する広報、普及、啓発等の活動について、実施していない施設はほとんど存在せず、何らかの形で地域住民への広報活動を行っていることが分った。パンフレッ

ト作成等といった施設側からの情報発信だけでなく、地域交流への参加や主催といった直接地域住民と接する機会を積極的に持っていた。また、地域生活支援のためのボランティアの育成や実習生の受け入れも 4 割近くの施設で実施されていた。利用者が地域で暮らして行く上で必要な地域住民の理解や支援を得るための施設の取り組みは評価できる。今後さらに、効率的に効果を上げるためには、実施している地域住民への広報、普及、啓発等の活動の効果を評価することが必要と思われる。

ほとんどの施設で利用者の個人記録と施設の運営日誌が作成されていた。この情報をもとに、施設の状況を把握可能と思われるが、施設毎にその様式は異なっていることが予想され、全国的な把握には問題が多いと予測される。主要な項目については、全国で共通の様式を用いるようにすることが実現できれば、地域生活支援センターの状況を把握するための貴重な情報源となると思われる。

2.個人票から把握された利用者の概況

234 施設から 2,583 人の個人票が提出された。行事等のない平均的な 1 日の来所利用者全てについて個人票の記入を依頼したことから、平均の 11 人ぐらいが平均的な 1 日の来所利用者数と考えられる。ただし、1 日の来所利用者数が 20 人以上であった施設も全体の約 1 割にあたる 21 箇所

存在した。

また、平均的な 1 日に来所利用した登録利用者の平均的な属性としては、男性が 7 割を占め、平均年齢は 42.4 歳（ただし標準偏差からわかるようにそのばらつきは大きい）、主たる精神障害としては精神分裂病（統合失調症）圏が 7 割弱を占め、ほとんど全てが通院している、そして現在入所施設を利用していない者が 7 割以上であることが明らかとなった。

就業状況については、仕事をしていない者が半数以上を占め、授産施設等の利用が 1/4 程度であった。常勤雇用はわずか 3%に過ぎず、臨時的雇用、自営業を含めても現在就業状態にある者は 1 割程度であった。仕事をしていない者の約半数、授産施設等を利用している者の約 6 割、社会適応訓練を受けている者のほとんどが就労を希望しており、その合計は 1,000 名以上と対象者の約 4 割を占める。また、表 22 に示した就労についての助言・指導の必要性について、日常的に必要または時に必要である者が全体の約半数を占めていることから、多くの就労を希望している利用者への対応が大きな課題であるといえる。地域生活支援センターだけではこの課題の解決のためにできることは限りがあると思われ、関係機関との連携をとりながら方策を検討する必要がある。

施設への主な通所手段では、徒歩・自転車が半数近くを占めていたが、バス、電車等の公共交通機関や自家

用車を利用している者も一定の割合を占めていた。また、施設までの所要時間では、30 分未満が 7 割近くを占める一方で、1 時間以上が 5%程度存在した。日常的に利用する施設であること、また利用者が地域生活を送る上で緊急の問題が生じた際に迅速な対応が必要となることを考慮すると、施設までの所要時間は 30 分程度までであることが望ましいと思われる。無論、施設のある地域の状況にも左右されるため、全国で一律とすることは現状に則さないが、地域生活支援センターの設置数を十分なものとする一方で、既存の施設の分布状況を検討する必要があると思われる。

電話相談、施設内での相談援助（面接相談）、施設外での相談援助（個別訪問等）、面接等への同行業務、オープンスペースの提供については、ほとんどの施設で実施されていた。特に、オープンスペースは利用率も高く、地域で暮らす精神障害者に対する居場所の提供が地域生活支援センターの業務に大きな位置を占めていることが窺える。また、電話は施設内での面接による相談援助も、直近の 1 週間の利用率としては高い割合を示しており、施設が地域で暮らす利用者の身近な相談・援助機関としての役割を担っていることが分る。

支援活動については、調査票に挙げた項目のうち給食、配食、入浴以外の全てで実施率は 8 割を超えていた。給食については、その利用率の

高さから利用者側のニーズは高いと考えられる。また、給食以外では利用率が飛び抜けて高い項目はなく、利用率は約5から15%の間であった。利用者個々の状態によって、必要とされる支援活動は異なってくることから、結果として利用者のニーズを考慮した場合に提供すべき支援活動が多岐にわたっている現状が窺える。

E. 結論

平成14年4月1日現在に開設されていた全国の325箇所の地域生活支援センターの7割以上にあたる239施設の協力によって、全国の地域生活支援センターの現状が概観できるデータを得ることができた。

施設の設備や常勤職員の配置数については、ほとんどの施設で基準を満たしていたが、設備では他の施設との共用が一定以上の割合で見受けられ、職員の配置では基準の職員のみでは日常の運営において人的資源が不足している状況が窺えた。とくに人的資源はセンター全ての活動に関わってくる重題な問題であるが、それが生じている原因としては、要求される活動が多岐にわたること、利用者の求めに応じて施設のオープン時間を長くしていること、夜間・休日の対応が求められること、施設の存在する地域の精神医療・保健・福祉資源が十分でない地域があることなどが考えられる。

また、利用者の住居確保や就労に関しての対応が重要な課題であるこ

とも明らかとなった。これらは共に地域生活支援センターのみで解決可能な課題ではないと思われるが、関係機関との連携の強化、および課題解決への取り組みの成功例についての情報を収集し各施設で情報の共有を図ることなどが必要であろう。

電話相談、面接相談、居場所の提供等、センターの中核業務と考えられるものは、ほとんどの全ての施設で実施されており、その利用率も高かった。支援活動においては多くの施設が多岐にわたる内容の支援活動を提供しており、それぞれの利用率も一定の割合で均等に分布しており、中核となる支援活動ははっきりとしていなかった。

在院の精神障害者数の削減により地域に暮らす精神障害者の数が増えるに従って、必要とされる生活支援の量は増加し、主に高齢の在宅精神障害者が新たに増える層の中心となることを考慮すると必要とされる生活支援の種類は拡大すると考えられる。地域生活支援センターの中心業務、センターに期待される役割、施設の位置づけについて、今一度考えてみる必要がある。そのためには、精神障害者が地域で暮らしていく際に生じる問題について、従来のいわゆる危機介入といった視点よりもより幅広い視点から情報を収集しておくことが求められる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

施設票集計結果

表1：施設の設置主体 と 施設の運営主体 のクロス表

施設の設置主体	施設の運営主体						合計
	社会福祉法人	医療法人	地方公共団体	社団・財団法人	NPO法人	その他	
社会福祉法人	94	0	0	0	0	0	94
医療法人	0	86	0	0	0	0	86
地方公共団体	13	1	7	5	7	9	42
社団・財団法人	0	0	0	12	0	0	12
NPO法人	0	0	0	0	1	0	1
その他	2	1	0	0	0	1	4
合計	109	88	7	17	8	10	239

表2：施設用地の確保手段

	度数	%	有効%
施設の設置・運営主体が取得	144	60.3	60.5
公共用地の無償貸与	41	17.2	17.2
公共用地以外の篤志貸与	4	1.7	1.7
一般の賃貸契約	37	15.5	15.5
その他	12	5.0	5.0
欠損値	1	0.4	
合計	239	100.0	

表3：施設所在地の環境

	度数	%	有効%
都市計画区域内の市街化区域	95	39.7	44.2
都市計画区域内の市街化調整区域	31	13.0	14.4
未線引きの都市計画区域	14	5.9	6.5
都市計画区域外	75	31.4	34.9
欠損値	24	10.0	
合計	239	100.0	

表4：施設近隣にある社会資源

	度数	%	有効%
以下のいずれもない	1	0.4	0.4
精神保健福祉センター	32	13.4	13.4
保健所	149	62.3	62.3
市町村の役所，役場あるいは支所	217	90.8	90.8
精神障害者生活訓練施設	116	48.5	48.5
精神障害者福祉ホーム	60	25.1	25.1
精神障害者通所授産施設	125	52.3	52.3
精神障害者入所授産施設	16	6.7	6.7
精神障害者福祉ホームB型	34	14.2	14.2
他の精神障害者地域生活支援センター	44	18.4	18.4
精神障害者の地域共同作業所	143	59.8	59.8
グループホーム	149	62.3	62.3
精神障害者の利用できるクラブハウスや オープンスペース	35	14.6	14.6
精神科病院	185	77.4	77.4
精神科診療所	120	50.2	50.2
ハローワーク（公共職業安定所）	128	53.6	53.6
地域障害者職業センター	23	9.6	9.6
障害者雇用支援センター	11	4.6	4.6
障害者就業・生活支援センター	20	8.4	8.4
社会福祉協議会・福祉公社	183	76.6	76.6
精神障害以外の障害者対象の福祉施設や 支援センター	162	67.8	67.8
高齢者の在宅あるいは施設サービス施設 （在宅介護支援センター，特別養護老人 ホーム等）	196	82.0	82.0
ボランティアセンター	105	43.9	43.9
その他	24	10.0	10.0
合計	239	100.0	100.0

表4-2：施設近隣にある社会資源

	度数	%
行政関係	220	92.1
精神障害者対象の施設	232	97.1
精神科医療施設	208	87.0
就労・雇用関係	133	55.6
その他の施設	228	95.4
（全数）	239	100.0

表5：施設の設備

	独立(他施設との 共用なし)		他施設に附置		両方にあり		なし		有効回答 合計	欠損値	合計
	n	有効%	n	有効%	n	有効%	n	有効%			
相談室の附置	126	53.6	83	35.3	25	10.6	1	0.4	235	4	239
静養室の附置	116	49.8	100	42.9	10	4.3	7	3.0	233	6	239
談話室の附置	127	54.5	86	36.9	12	5.2	8	3.4	233	6	239
食堂・調理室の附置	102	43.8	111	47.6	17	7.3	3	1.3	233	6	239
地域交流活動室の附置	145	63.3	69	30.1	9	3.9	6	2.6	229	10	239
訓練室の附置	83	39.9	59	28.4	2	1.0	64	30.8	208	31	239
便所、洗面所の附置	119	50.4	95	40.3	22	9.3	0	0.0	236	3	239
浴室の附置	70	30.7	104	45.6	3	1.3	51	22.4	228	11	239
事務室の附置	124	53.0	91	38.9	18	7.7	1	0.4	234	5	239
その他の附置	22	9.2	3	1.3	1	0.4	212	89.1	238	1	239

表6：センター基準の職員での日常運営状況

	度数	%	有効%
できている	48	20.1	20.4
附置の施設の職員の応援，協力体制を とっている	110	46.0	46.8
附置の施設以外からの職員の応援，協力 体制をとっている	11	4.6	4.7
不足であるが，特に対策を講じていない	37	15.5	15.7
複数回答（2と3）	9	3.8	3.8
その他	20	8.4	8.5
欠損値	4	1.7	
合計	239	100.0	

表7：センターの基本的なオープン時間

	度数	%	有効%
午前8時から午後8時内の8時間以内	78	32.6	32.6
午前8時から午後8時内の8時間以上 10時間未満	57	23.8	23.8
午前8時から午後8時内の10時間以上	38	15.9	15.9
上記以外	66	27.6	27.6
合計	239	100.0	100.0

表8：夜間や休日の対応

	度数	%	有効%
日直・宿直を置いている	55	23.0	23.2
登録者を対象に携帯電話等で対応している	77	32.2	32.5
オープン時間以外は原則として対応していない	40	16.7	16.9
複数回答（日直と携帯電話）	7	2.9	3.0
その他	58	24.3	24.5
合計	237	99.2	100.0
欠損値	2	0.8	
合計	239	100.0	

表9：支援センターを利用する際の登録制方法

	度数	%	有効%
登録は施設内の決済で完了	224	93.7	94.5
施設外の決済を受ける	4	1.7	1.7
その他の方法で決済を受ける	9	3.8	3.8
欠損値	2	0.8	
合計	239	100.0	

表10：住居確保のための活動

	度数	%	有効%
利用者の住居確保のための活動を行っていない	94	39.3	39.3
運営主体が（保証人になって）賃貸あるいは借上げを実施	27	11.3	11.3
公営住宅の入居申し込みを援助	82	34.3	34.3
住居確保のネットワークを主催あるいは参加	15	6.3	6.3
その他の活動を行っている	74	31.0	31.0
合計	239	100.0	100.0

表11：他の機関・団体との関わり

	なし		月1回未満の関わりあり		月1回以上の関わりあり		有効回答合計	欠損値	合計
	n	有効%	n	有効%	n	有効%			
精神保健福祉センターとの関わり	32	14.0	141	61.8	55	24.1	228	11	239
保健所との関わり	4	1.7	54	22.7	180	75.6	238	1	239
市町村の役所、役場あるいは支所との関わり	4	1.7	55	23.5	175	74.8	234	5	239
精神障害者生活訓練施設との関わり	60	26.5	50	22.1	116	51.3	226	13	239
精神障害者福祉ホームとの関わり	141	63.5	32	14.4	49	22.1	222	17	239
精神障害者通所授産施設との関わり	62	27.4	47	20.8	117	51.8	226	13	239
精神障害者入所授産施設との関わり	178	80.5	30	13.6	13	5.9	221	18	239
他の精神障害者地域生活支援センターとの関わり	14	6.0	126	53.8	94	40.2	234	5	239
精神障害者の地域共同作業所との関わり	27	11.4	67	28.3	143	60.3	237	2	239
グループホームとの関わり	60	26.5	40	17.7	126	55.8	226	13	239
精神障害者の利用できるクラブハウスやオープンスペースとの関わり	168	76.4	28	12.7	24	10.9	220	19	239
精神科病院との関わり	4	1.7	30	12.7	202	85.6	236	3	239
精神科診療所との関わり	58	24.9	72	30.9	103	44.2	233	6	239
ハローワーク（公共職業安定所）との関わり	37	15.9	126	54.1	70	30.0	233	6	239
地域障害者職業センターとの関わり	113	50.7	81	36.3	29	13.0	223	16	239
障害者雇用支援センターとの関わり	176	81.1	34	15.7	7	3.2	217	22	239
障害者就業・生活支援センターとの関わり	171	77.4	37	16.7	13	5.9	221	18	239
社会福祉協議会・福祉公社との関わり	22	9.5	124	53.7	85	36.8	231	8	239
精神障害以外の障害者対象の福祉施設や支援センターとの関わり	57	25.0	102	44.7	69	30.3	228	11	239
高齢者の在宅あるいは施設サービス施設との関わり	88	39.1	93	41.3	44	19.6	225	14	239
ボランティアセンターとの関わり	105	46.3	88	38.8	34	15.0	227	12	239
その他の機関・団体との関わり	219	91.6	6	2.5	14	5.9	239	0	239

表11-2：他の機関・団体との関わり

	月一回以上の関わりあり		(全数)
	度数	%	
行政関係	205	85.8	239
精神障害者対象の施設	231	96.7	239
精神科医療施設	141	59.0	239
就労・雇用関係	78	32.6	239
その他の施設	131	54.8	239

注) それぞれのカテゴリに含まれる機関・団体の少なくとも1つで「月一回以上の関わりあり」と回答していたものを計上した

図1：今年度の施設の活動上で月1回以上の関わりのあった機関・団体の数

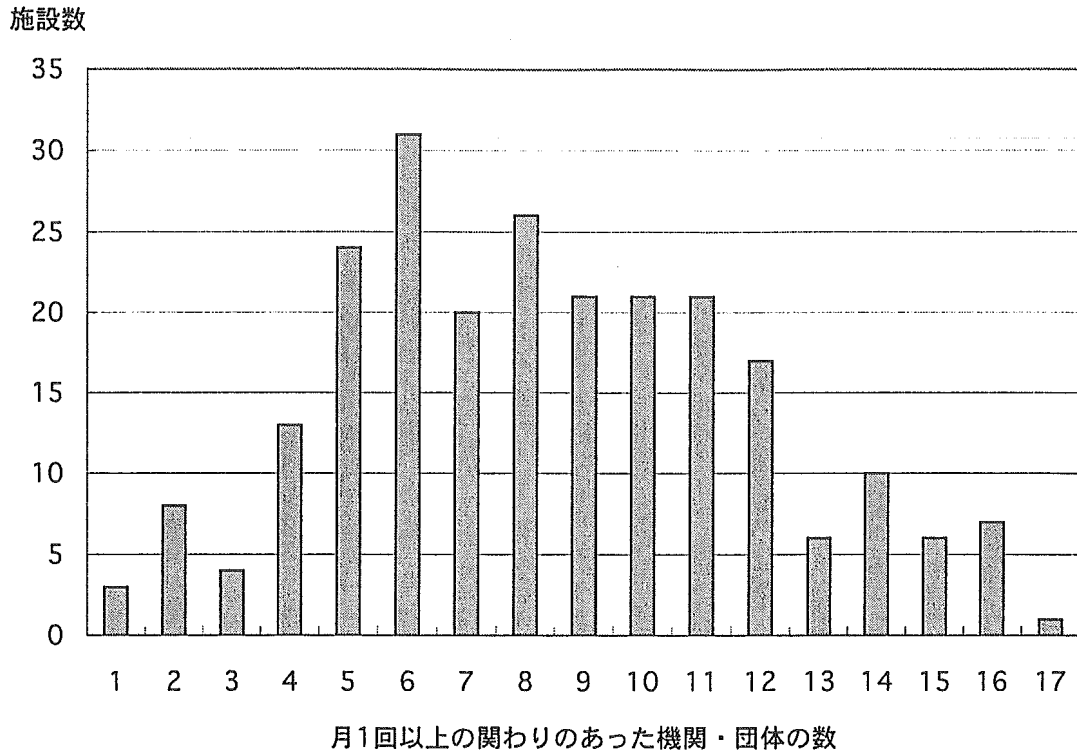


表12：地域住民への広報活動

	度数	%	有効%
施設として地域住民への広報活動を行っていない	4	1.7	1.7
ポスターの作成	67	28.0	28.0
インターネットによる普及啓発・情報提供	72	30.1	30.1
パンフレットの作成	154	64.4	64.4
ビデオ等の視聴覚資材の作成	14	5.9	5.9
新聞やテレビへの情報提供	60	25.1	25.1
地域交流会の主催	131	54.8	54.8
地域交流の場への参加	183	76.6	76.6
その他	73	30.5	30.5
(全数)	239	100.0	100.0

表13：会議に出席していた人の所属

	度数	%	有効%
精神保健福祉センター	20	15.9	8.4
保健所	64	50.8	26.8
市町村の役所、役場あるいは支所	57	45.2	23.8
精神障害者生活訓練施設	44	34.9	18.4
精神障害者福祉ホーム	18	14.3	7.5
精神障害者通所授産施設	45	35.7	18.8
精神障害者入所授産施設	5	4.0	2.1
精神障害者福祉ホームB型	7	5.6	2.9
他の精神障害者地域生活支援センター	11	8.7	4.6
精神障害者の地域共同作業所	45	35.7	18.8
グループホーム	34	27.0	14.2
精神障害者の利用できるクラブハウスや オープンスペース	2	1.6	0.8
精神科病院	79	62.7	33.1
精神科診療所	24	19.0	10.0
ハローワーク（公共職業安定所）	6	4.8	2.5
地域障害者職業センター	0	0.0	100.0
障害者雇用支援センター	0	0.0	100.0
障害者就業・生活支援センター	3	2.4	1.3
社会福祉協議会・福祉公社	24	19.0	10.0
精神障害以外の障害者対象の福祉施設や 支援センター	11	8.7	4.6
高齢者の在宅あるいは施設サービス施設	3	2.4	1.3
ボランティアセンター	10	7.9	4.2
その他	52	41.3	21.8
（運営会議開催全数）	126	100.0	100.0

表13-2：会議への出席者の所属

	度数	%
行政関係	71	56.3
精神障害者対象の施設	101	80.2
精神科医療施設	85	67.5
就労・雇用関係	9	7.1
その他の施設	37	29.4
（運営会議開催全数）	126	100.0

表14：管理規定もしくは文書化された運営規定に規定されている事項

	度数	%	有効%
施設の設置目的，運営の方針の規定	201	84.1	84.1
施設の定員の規定	77	32.2	32.2
利用者への援助方針の規定	164	68.6	68.6
開設日，利用できる時間の規定	177	74.1	74.1
職員の定数，区分と職務内容の規定	170	71.1	71.1
利用者が負担する利用額の規定	173	72.4	72.4
施設利用に関する契約の規定	157	65.7	65.7
非常災害対策の規定	147	61.5	61.5
利用者に関する秘密保持の規定	147	61.5	61.5
施設利用に関する留意事項の規定	178	74.5	74.5
(全数)	239	100.0	100.0

個別票集計結果

表15：主たる精神障害

	度数	%	有効%
精神分裂病圏	1704	66.0	67.6
気分障害	253	9.8	10.0
物質関連障害	60	2.3	2.4
神経症圏	113	4.4	4.5
人格障害	61	2.4	2.4
その他	193	7.5	7.7
診断名不明	136	5.3	5.4
欠損値	63	2.4	
合計	2583	100.0	

表16：利用している社会資源等の1週間の通所利用

	度数	%	有効%
通所利用なし	780	30.2	30.2
保健所の活動	149	5.8	5.8
地域共同作業所	409	15.8	15.8
通所授産施設	365	14.1	14.1
自助グループ	99	3.8	3.8
断酒会	9	0.3	0.3
障害者職業センター	14	0.5	0.5
公共職業訓練校	5	0.2	0.2
その他	865	33.5	33.5
不明	64	2.5	2.5
(全数)	2583	100.0	100.0

表17：この1週間の入所利用

	度数	%	有効%
入所利用なし	1843	71.4	71.4
福祉ホーム	78	3.0	3.0
生活訓練施設	145	5.6	5.6
福祉ホームB型	33	1.3	1.3
グループホーム	174	6.7	6.7
公共住宅	50	1.9	1.9
その他	95	3.7	3.7
不明	24	0.9	0.9
(全数)	2583	100.0	100.0

表18：障害年金、障害者手帳、生活保護等の状況

	なし		あり		有効回答 合計	不明または 欠損値	合計
	n	有効%	n	有効%			
障害年金の受給の状況	778	32.4	1624	67.6	2402	181	2583
精神障害者手帳の取得の状況	880	37.1	1493	62.9	2373	210	2583
生活保護の受給の状況	1923	78.7	521	21.3	2444	139	2583
身体障害者手帳の取得の状況	2365	97.3	65	2.7	2430	153	2583
療育手帳の取得の状況	2321	95.8	103	4.2	2424	159	2583
介護保険の利用の状況	2425	99.5	13	0.5	2438	145	2583

表19：仕事の有無とその形態

	度数	%	有効%
仕事をしていない	1413	54.7	55.4
常勤雇用	74	2.9	2.9
臨時的雇用	160	6.2	6.3
自営業	42	1.6	1.6
授産施設等（授産施設、 共同作業所、福祉工場）	666	25.8	26.1
社会適応訓練	85	3.3	3.3
その他	94	3.6	3.7
不明	15	0.6	0.6
欠損値	34	1.3	
合計	2583	100.0	

表20：主たる通所手段

	度数	%	有効%
徒歩, 自転車	1174	45.5	46.1
公共交通機関等を利用	497	19.2	19.5
自家用車(二輪も含む)	662	25.6	26.0
センターの送迎を利用	109	4.2	4.3
その他	104	4.0	4.1
欠損値	37	1.4	
合計	2583	100.0	

表21：地域生活センターまでの通所時間

	度数	%	有効%
10分未満	496	19.2	20.2
10分以上20分未満	695	26.9	28.3
20分以上30分未満	498	19.3	20.3
30分以上1時間未満	640	24.8	26.0
1時間以上	130	5.0	5.3
欠損値	124	4.8	
合計	2583	100.0	

表22：生活技術

	日常的に必要		ときに必要		特に必要ない		対象外		有効回答 合計	不明または 欠損値	合計
	n	有効%	n	有効%	n	有効%	n	有効%			
身体的な介護	12	0.5	158	6.4	2299	93.1	-	-	2469	114	2583
生活技術(掃除・洗濯)の 自立指導	150	6.2	681	28.2	1583	65.6	-	-	2414	169	2583
通院等に関する助言・支援	140	5.6	777	31.4	1561	63.0	-	-	2478	105	2583
金銭の使途の指導	190	7.7	624	25.4	1639	66.8	-	-	2453	130	2583
余暇の活用の指導	86	3.5	853	34.5	1537	62.1	-	-	2476	107	2583
就労についての助言・指導	145	6.0	1026	42.6	890	37.0	345	14.0	2406	177	2583

表23：最近の1週間に利用したサービス

	実施施設数	実施率	利用率
電話相談	234	100.0%	25.0%
施設内での相談援助	234	100.0%	42.2%
施設外での相談援助	228	97.4%	13.4%
面接等の同行業務	230	98.3%	5.3%
オープンスペースの利用	230	98.3%	88.0%

注1) 実施率は、個人票の有効回答施設数234を母数としたそれぞれのサービスを実施していると回答した施設の割合

注2) 利用率は、それぞれのサービスを実施していると回答した施設の調査日の来所利用者を母数としたサービス利用者の割合

表24：最近の1週間に利用のあった支援活動

	実施施設数	実施率	利用率
家事援助	200	85.5%	6.6%
金銭管理	199	85.0%	11.4%
身辺の清潔保持	209	89.3%	6.9%
給食	174	74.4%	34.9%
配食	133	56.8%	9.4%
調理指導	211	90.2%	15.0%
入浴	178	76.1%	13.1%
公共機関の利用援助	227	97.0%	8.2%
生活資源利用援助	227	97.0%	11.5%
服薬・通院援助	228	97.4%	15.8%
就労支援	231	98.7%	14.6%

注1) 実施率は、個人票の有効回答施設数234を母数としたそれぞれの支援活動を実施していると回答した施設の割合

注2) 利用率は、それぞれの支援活動を実施していると回答した施設の調査日の来所利用者を母数とした支援活動利用者の割合

施設票

1. ご回答内容の確認のため後日連絡をとらせていただく場合がありますので、施設名、記入者のお名前、連絡先電話番号およびをご記入ください。また利用可能であれば、施設のFAX、電子メールアドレスもご記入をお願いいたします。

施設名 _____	記入者名 _____
連絡先電話番号 _____	FAX _____
電子メールアドレス _____	

2. 施設の概況についてお尋ねします。

- (1) 施設の設置主体はどれですか。下記の選択肢の該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 社会福祉法人 2. 医療法人 3. 地方公共団体 4. 社団・財団法人
5. NPO 法人 6. その他の法人 9. その他 ()

- (2) 施設の運営主体はどれですか。下記の選択肢の該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 社会福祉法人 2. 医療法人 3. 地方公共団体 4. 社団・財団法人
5. NPO 法人 6. その他の法人 9. その他 ()

- (3) 施設の開設年月日を記入してください。 西暦 _____年 _____月

3. 貴施設の用地はどのように確保されたものですか。該当するものに○をつけてください。

1. 施設の設置・運営主体が取得
2. 公共用地の無償貸与
3. 公共用地以外の篤志貸与
4. 一般の賃貸契約
9. その他 ()

4. 貴施設所在地の環境について該当するものに○をつけてください。

1. 都市計画区域内の市街化区域(すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)
2. 都市計画区域内の市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)
3. 未線引きの都市計画区域(市街化区域と市街化調整区域に分けられてない都市計画区域)
4. 都市計画区域外